

～イーハトーブの先人たち～ ぐるっと花巻・再発見！

市内五つの文化施設で「イーハトーブの先人たち」をテーマに
共同企画展を開催します。

各施設を巡り、花巻ゆかりの先人や功績に触れてみませんか。

【問い合わせ】本館生涯学習課(☎41-3588)

会期 12月5日(土)～令和3年1月24日(日)

■入館料・休館日 施設によって異なります

※小中学生や、市内に在住または在学の高校生、富士大学生は「まなびキャンパスカード」や「学生証」の提示で無料。小学生と特別支援学校の児童・生徒1人につき保護者1人も無料になります

■花巻新渡戸記念館

▷「猫塚家・新田開発の先駆者」

新田開発の先駆者として当地方の開発で活躍し、新渡戸家の新田開発の協力者でもあった猫塚家。代々受け継がれた資料から同家の業績を紹介します。

【会場】同記念館(☎31-2120)



猫塚家文書「諸御用日記」

■萬鉄五郎記念美術館

▷「明治・大正・昭和前期のいわて近代美術館」

前衛絵画の萬鉄五郎や、西洋彫刻の長沼守敬、情緒的な表現で魅了する松本竣介。花巻にゆかりが深いこれらの表現者を中心に、明治期から昭和前期にかけて岩手の近代美術を形作った美術家を紹介し、その相関を検証します。

【会場】同美術館(☎42-4402)



寺島貞志「女の顔」[昭和5(1930)年]

■花巻市博物館

▷「小野寺周徳・花巻画人の先駆的存在」

医師と画人の二足のわらじを履きながらも、花巻画人の先駆者としてその名をはせた小野寺周徳。その生涯を振り返り、多彩な表現力を発揮した作品を紹介します。

【会場】同博物館(☎32-1030)



鯉魚図(個人蔵)

■花巻市総合文化財センター

▷「嶽妙泉寺・早池峰信仰に関わった人々」

江戸時代、盛岡城東の鎮山として重視された寺院「嶽妙泉寺」。早池峰山の信仰をたどり、それに関わった嶽妙泉寺の人々を紹介します。

【会場】同センター(☎29-4567)



嶽妙泉寺絵図(大迫郷土文化伝習館蔵)

■高村光太郎記念館

▷「光太郎と佐藤隆房」

高村光太郎と佐藤隆房との生涯にわたる交流を各種資料で解説します。

【会場】同記念館(☎28-3012)



佐藤隆房(右)、雪江(左)、高村光太郎(中)

スタンプラリー

共同企画展会期中、開催館5館のうち3館のスタンプを集めた人に記念品を差し上げます。

さらに、開催館5館全てと次の協賛館のうち1館のスタンプを集めた人に、追加で記念品を差し上げます。

○協賛館 宮沢賢治記念館、宮沢賢治イーハトーブ館、宮沢賢治童話村、石鳥谷歴史民俗資料館、石鳥谷農業伝承館、早池峰と賢治の展示館

バスツアー

共同企画展の開催館5館をバスで巡ります。

□期日 ①12月10日(木)②令和3年1月14日(木)

□時間 午前9時～午後3時10分

□集合場所 まなび学園

□定員 各回20人(抽選)

□参加料・入館料 無料(昼食代は自己負担)

□申込期限 11月30日(月)

□申し込み 本館生涯学習課(☎41-3588)



ご存じですか 人権擁護委員制度

■人権擁護委員とは

人権擁護委員法に基づき、市町村が推薦し、法務大臣が委嘱する民間のボランティアです。

■業務内容は

人権擁護委員は、市民の皆さんからの人権相談に応じています。さらに、小中学生などに思いやりの大切さを教える「人権教室」を開催したり、地域行事で啓発活動を行ったりするなど、積極的に人権啓発活動に取り組んでいます。

■相談内容は

隣近所とのトラブルや離婚、家庭内暴力、職場でのセクシュアルハラスメント、学校でのいじめ、インターネットでの誹謗・中傷など、広く人権にまつわる相談ができます。

■人権相談窓口は

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面による相談は中止しています。電

第72回人権週間、12月10日は「人権デー」

昭和23年12月10日、国際連合により「世界人権宣言」が採択されました。同宣言は、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界の人々と全ての国々が達成すべき基準となるものです。

法務省および全国人権擁護委員連合会では、12月10日の「人権デー」を最終日とした1週間を「人権週間」と設定。世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

【問い合わせ】

▶盛岡地方法務局花巻支局(☎24-8311)

▶新館市民生活総合相談センター(☎41-3550)

話またはインターネットによる相談窓口をご利用ください。
▽みんなの人権110番「☎0570-0003-110(祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分)」
▽インターネット人権相談窓口
(<https://www.jinken.go.jp/>)



処理費用は自己負担 河川などへの油の流出に注意!!

ストーブなどの使用が増える冬の季節は、ホームタンクからの給油時などに灯油が漏れ出してしまう事故や、廃油・残油の処分時に河川や用水路に油が流出してしまう事故が多発します。昨年度は、県内で47件の油流出事故が発生しました。

漏れた油の拡散防止の措置や、清掃に係る費用は原因者の負担となります。費用が多額なる場合もあるので、次のことに注意して灯油などの流出を防ぎましょう。

■給油中は「ながら作業」をしない

ポリタンクへの給油中は「ながら作業」をやめましょう。その場を離れるときは、いったん給油を止めましょう。

■定期点検が大切です

▷ホームタンクがしっかりと地面に固定されているか▷配管に亀裂がないか▷油が急激に減っていないか▷給油バルブがしっかりと閉まっているかーなど、定期的に設備を点検しましょう。

■油を水路などに捨てない

油や廃油の処分は、ガソリンスタンドなどの取扱

店に依頼しましょう。



油流出事故対応の様子

◎万が一、油を流出させてしまった、または流出しているのを発見した場合は、下記、最寄りの消防署のいずれかへ連絡してください

【問い合わせ】

▷本館生活環境課(☎41-3545)

▷各総合支所市民生活係

大迫(☎41-3126)

石鳥谷(☎41-3446)

東和(☎41-6516)

▷岩手県企業局業務課(☎019-629-6396)

▷岩手県企業局県南施設管理所(☎0197-66-3233)